

国民年金法の一部を改正する法律案の骨子

<趣旨>

国民年金の「第3号被保険者記録不整合問題」に対処するため、不整合期間について、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができる期間とするほか、本人の希望により当該不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすることに加え、現に年金を受給している人への配慮措置を講じる。

不整合期間とは、第3号被保険者として記録されていた期間のうち、その後、第1号被保険者期間に記録が訂正された期間であって、訂正時に保険料の徴収時効が成立しているものをいう。

1. 不整合期間の受給資格期間への算入

これまでに記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、不整合期間を年金の受給資格期間(25年)に算入することにより、無年金となってしまうことを避けることができる。

2. 不整合期間に係る保険料の特例追納(3年間の時限措置)

これまでに記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、過去10年間にある不整合期間(60歳以上の人は、50歳から60歳であった期間)について、保険料の追納ができるようになる。

3. 不整合期間に基づく老齢基礎年金を受給している人への配慮措置

現に老齢年金を受給している人については、特例追納の納付期限日以降、

- ・ これから支給する分の年金額を追納状況に応じた年金額まで減額する。
- ・ ただし、減額は、現に受給していた年金額の10%を上限とする。

ただし、いわゆる「運用3号」通知により裁定を受け、現に老齢年金を受給している人については、施行日以降の年金額を、訂正後の記録に基づく年金額まで減額する。

4. 障害年金又は遺族年金を受給している人の受給権の維持

現に障害年金又は遺族年金を受給している人の年金について、受給権を維持するための措置を講ずる。

5. 記録の不整合の再発防止策

第3号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主経由で、日本年金機構が入手できるようにする。

第3号被保険者記録不整合問題の概要

年金制度においては、20歳から60歳のすべての人が、第1号・第2号・第3号のいずれかの被保険者となる。このうち、被用者に扶養される配偶者は、保険料を納める必要のない第3号被保険者となる(下図)。

ただし、こうした人は、配偶者が転退職により自営業になったときなど、第3号被保険者ではなくなった場合には、届出を行った上で、第1号被保険者として自分で保険料を納める義務が生じる。

しかしながら、過去にこの必要な届出を行わなかったために、実態は第1号被保険者になったのにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間(不整合期間)を有する人が多数存在しているという問題が判明。早急な解決を求められている。

(参考1) 不整合期間を有し年金額に影響があると考えられる年金受給者は、5.3万人と推計。

これらの人の平均不整合期間は、6.8月 [年金額換算：約900円/月]

不整合期間を有し年金額に影響があると考えられる被保険者は、42.2万人と推計。

過去に不整合期間を訂正し、正確な記録による年金額となっている年金受給者は、約50.3万人。

これらの人は、年金受給開始前に記録が訂正され、不整合記録による過払いは発生していないのが一般的

(参考2) 上記5.3万人の有する不整合記録の約8割が第3号被保険者制度創設(昭和61年)からの12年間に発生しているものと推計。

